

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

長野原町は、群馬県の西北部に位置し、人口およそ 5,700 人（平成 30 年 6 月現在）で、豊かな自然と多くの観光資源に恵まれた町である。基幹産業は農業（主に酪農や高原野菜）と観光業であり、起業支援や 6 次産業化、小口資金融資制度による支援等も行っている。

また、喫緊の課題であるハッ場ダム生活再建事業、地域経済の活性化、少子高齢化、人口減少対策に全力で取り組んでいる。

しかしながら、多くの中小企業は、現在、人手不足や後継者不足等の課題に直面しており、現状を放置すると域内の産業基盤が失われかねない状況である。このような状況の中、域内の中小企業の生産性を向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことは、当町にとって必要不可欠である。

(2) 目標

当町では、中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、町内中小企業者の生産性向上を図る。そのための目標として、計画期間中に 5 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電設備に関しては、経済波及効果が雇用に結びつくことが少ないことや、景観の阻害に直結することから、町内に所在する事業所等（雇用者が常駐するものに限る。）の敷地内に設置されるもののみ対象とする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

広く事業者の生産向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、長野原町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

当町の産業は、農業、観光業、製造業などと多岐に渡り、様々な業種が当町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

・国税、県税及び町税に滞納がある場合は対象としない。